令和4年度 天塩町空き家解体撤去補助金について

天塩町では、町内にある空き家の解体撤去に要する費用について、 補助金を交付します。

補助対象となる空き家

- (1)個人が所有し、所有権以外の権利設定がされていない。
- (2)所有者が複数の場合は、全員の同意が得られている。
- (3) 当該空き家を取得して1年以上経過している。
- (4)公共事業の補償対象になっていない。
- (5) 火災保険等の保険金給付の対象になっていない。

補助対象者

- (1)登記簿(未登記家屋は固定資産税課税台帳)に記載の空き家の 所有者
- (2) 所有者が死亡している場合は、相続人
- (3) 町税及び町に納める公共料金に滞納がない者
- (4) 暴力団員の構成員でない者
- ※ 現在、天塩町外に居住している人も対象になります。

補助対象となる経費

- (1) 資格を有する町内の業者に依頼する空き家とその敷地にある 簡易な物置、車庫、門、塀、立木等の全てを解体撤去し、整地 に要する経費
- (2)併用住宅の場合は、全体の経費を建物全体の面積から居住用部分の面積で按分
- (3) 空き家の解体撤去に着手していないもの
- ※ 家具・家財等の物品の処分費は対象外です。

補助金の交付額

補助対象経費の2分の1以内(上限50万円)

補助予定件数

5月13日(金)までに、申請(相談を含む)があったものについては、6月20日(月)以降に交付決定できるよう配慮します。

問合せ先

天塩町役場 住民課 住民振興係 電話 01632 - 9 - 7750